

令和7年9月

江南市議会総務委員会会議録

9月17日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 17 日 [水曜日] 午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第79号 江南市職員の旅費に関する条例の全部改正について

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて

議案第83号 損害賠償の額を定めることについて

議案第86号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 5 号）

 第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

 企画部

 総務部

 の所管に属する歳入歳出

 消防本部

 の所管に属する歳出

議案第90号 令和 6 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

 のうち

 危機管理室

 企画部

 総務部

 会計管理者の補助組織

 消防本部

 の所管に属する歳入歳出

 監査委員事務局

 議会事務局

 の所管に属する歳出

行政視察について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 須賀博昭君

副委員長 土井

紫君

委 員 野 下 達哉 君

委 員 中 野 裕 二 君

委 員 稲 山 明 敏 君

委 員 藤 岡 和 俊 君

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議 員 堀 元 君

議 員 大 薮 豊 数 君

議 員 石 原 資 泰 君

議 員 岡 地 清 仁 君

議 員 三 輪 陽 子 君

議 員 片 山 裕 之 君

議 員 長 尾 光 春 君

議 員 牧 野 行 洋 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 石 黒 稔 通 君

副 主 幹 磯 部 将 人 君

議事課長 間 宮 徹 君

主 任 光 永 翔 太 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤 田 和 延 君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

茶 原 健 二 君

企画部長 平 松 幸 夫 君

総務部長 河 田 正 広 君

消防長 花 木 康 裕 君

防災安全課長兼防災センター所長 菱 川 秀 之 君

防災安全課主幹 瀬 川 雅 貴 君

防災安全課副主幹 柴 垣 伸 道 君

秘書人事課長 山 口 尚 宏 君

秘書人事課副主幹 古 川 幸 恵 君

秘書人事課副主幹 梶 浦 太 志 君

企画課長 大 池 慎 治 君

企画課主幹 浅 野 耕太郎 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

横 井 貴 司 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

千 田 美 佳 君

市民サービス課副主幹 佐久間 秀 和 君

財政課長 矢 橋 尚 子 君

財政課主幹 伊 藤 俊 治 君

税務課長 金 川 英 樹 君

税務課主幹 古 川 雄 一 君

税務課副主幹 丹 羽 克 仁 君

税務課副主幹 横 川 幸 哉 君

税務課副主幹 杉 江 善 和 君

収納課長 吉 本 晴 永 君

収納課主幹 前 田 茂 貴 君

収納課副主幹 伊 藤 貴 弘 君

総務課長 今 枝 直 之 君

総務課副主幹 清 野 慶 太 君

会計管理者兼会計課長 梶 田 博 志 君

会計課副主幹 新 田 和 子 君

監査委員事務局長 平 野 優 子 君

監査委員事務局副主幹 三 浦 理 恵 君

消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畠 肇 君
消防予防課長	柏 本 忠 幸 君
消防予防課主幹	蟹 江 雅 紀 君
消防予防課副主幹	木 元 健 二 君
消防署長	上 村 和 義 君
消防署東分署長	鈴 木 昌 樹 君
消防署主幹	大 谷 充 広 君
消防署主幹	雉 野 広 治 君
消防署主幹	日 下 部 国 彦 君

午前9時26分 開会

○委員長 定刻よりちょっと早いですが、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は早朝より当委員会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今議会に付議された内容は、昨年度の決算ということで非常に重要な案件があります。

1年間の締めくくりということで、昨年度の予算を執行して住民の負託に応えられたかどうか、そういったよかった点もあれば、悪かった点、反省点もあると思いますけれども、そういったことを十分に分析いたしまして来年度予算につなげさせていただきたいなというふうに思います。

重要な案件でございますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

ここで委員会の服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願ひいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る9月3日に9月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども御挨拶ときさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、市長は公務があるので御退席されます。

審査に入る前に、当委員会への傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないですので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いた

します。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第79号 江南市職員の旅費に関する条例の全部改正についてをはじめ5議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順番については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言をしてくださるよう議事運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

また、委員外の議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。

のことから、所属委員による質疑が尽きた後に、なお、議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いします。

なお、主幹、副主幹それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第79号 江南市職員の旅費に関する条例の全部改正について

○委員長 最初に、議案第79号 江南市職員の旅費に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 それでは、議案第79号につきまして、別に参考資料を御用意しておりますので、委員長の御許可をいただけましたらその資料を基に説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 ただいま秘書人事課長より資料の配付したい旨の申出がありました。

委員長はそれを許可します。よろしくお願ひします。

それでは、資料の配付をお願いします。

[資料配付]

○委員長 それでは、説明をお願いします。

○秘書人事課長 それでは、令和7年議案第79号 江南市職員の旅費に関する条例の全部改正についての概要でございます。

1の改正の目的は省略させていただきまして、2の改正の概要といたしまして、旅費の主な種目と改正内容について御説明させていただきます。

表面の最上段でございます。

鉄道賃、こちらの主な改正内容といたしましては、急行料金及び座席指定料金における現行の距離制限を廃止するものでございます。

次の船賃及び航空賃につきましては、現行の内容と変更はございません。

次のその他の交通費につきましては、現行の車賃から名称を改めるとともに、公務上必要な移動に要する交通費について実費支給とするものでございます。

また、自家用自動車を使用した場合の車賃として、現行定額のキロ37円を規則においてキロ25円に変更する予定でございます。

次に、宿泊費につきましては、現行の宿泊料から名称を改めるとともに、定額支給から上限つき実費支給に変更するものでございます。ただし、一定の条件下におきましては、上限となる宿泊費基準額を超えて支給することも可しております。

この宿泊費基準額につきましては、裏面をお願いいたします。

こちら国が定める宿泊費を勘案いたしまして、都道府県ごとに市長等と市長等以外に分けて規則の中で定める内容でございます。

市長等の場合ですと、現行定額1万5,000円となっておりますが、こちらが改正後、上限が最大2万2,000円、最低が9,000円というふうな形になるものでございます。

この金額及び区分につきましては、毎年国が実勢データを調査いたしまして適時見直すこととされておりますので、今後変更となる可能性があることを御承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、資料の表面にお戻りいただきますようお願ひいたします。

次に、包括宿泊費でございます。

包括宿泊費につきましては、新たな種目として新設するもので、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる、いわゆるパック旅行の費用について支給可能となるものでございます。

次に宿泊手当、こちらにつきましては、現行の日当から名称を改めるとともに夕食、朝食代を含む諸雑費に充てる費用として支給するもので、1日当たりの定額支給から1夜当たりの定額支給に変更するものでございます。支給額につきましては、規則において定額2,400円とする予定でございます。

次の転居費及び家族移転費につきましては新たな種目として新設するもので、職員の赴任に伴う職員本人及び同居家族の転居費用について支給可能となるものでございます。

配付資料の説明は以上でございます。

また、議案書の該当ページでございますけれども、議案書7ページのほうに提案理由等を、また、次の8ページから19ページには江南市職員等の旅費に関する条例案を、その次の20ページから24ページには参考としまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 では、後で配られたほうの、まず表面の交通費のほうからいきますけれども、自家用車のキロ37円をキロ25円にしたという、この理由ですね。ガソリン代が上がったり、物価高騰の中で、キロ37円をキロ25円に下げたという理由と、それで、その出張に係る負担が個人負担にならないかどうかを心配していますが、いかがでしょうか。

○秘書人事課長 こちらの今まで定額キロ37円というふうに定めておりましたものは、実は国のこの旅費法の中でキロ37円ということが実は定められていたものでございまして、この旅費法の中で、国の方方がキロ37円というのを廃止しまして、実費支給という形に国の方は改正がされております。

これを受けまして、江南市の方でいきますと、実費支給ということにな

りますと、なかなかじやあ実際に幾らかかったのかというのは算定しづらいということがございますので、そういった事務的な部分も含めまして、愛知県の定めております旅費条例のほうを参考にさせていただきまして、愛知県ですとキロ25円という形で、規則のほうで定めておりましたので、こちらを参考にさせていただきまして、江南市としてはキロ25円に改めるという形にさせていただいたものでございます。

○藤岡委員 今までのキロ37円のときは有料高速代も含まれるというか、有料高速代別途支給しないという形にはなっていたんですけども、このキロ25円になった愛知県の規定のほうには有料高速代の規定はどのようになっていますか。

○秘書人事課長 キロ25円の中に高速道路の使用料というのは基本的には含まれていないというふうに考えております。

今後につきましては、条例のほうで今回条例の第12条になりますけれども、その他の交通費という項目がございまして、こちらの中で第12条第3号ウというところに、ア又はイに掲げるもののほか移動に直接要する費用という形の項目がございまして、この中で公務上必要であればということになりますけれども、高速道路の使用料というのも旅費として支給することができるようになるものと考えております。

○藤岡委員 その場合の距離ですよね。例えば、ここから名古屋へ行く場合に名古屋高速を使っていいとかそういう、例えば愛知県外でないと駄目だとか、最低限100キロ以上とか、そういうような規定は考えているのでしょうか。

○秘書人事課長 具体的な、今距離どこまでが支給可能だということは現在のところ細かいところまでは持ち合わせておりませんけれども、その辺りはこの旅費の考え方の中で、基本的な大原則でありますのが、最も経済的な通常の経路及び方法で算定するという原則がございますので、そういった中で判断していく形になるかなというふうに考えております。

○藤岡委員 例えば名古屋に行くにしても、高速を使わざに行くと例えば1時間かかるところを、高速を使うと30分で行くという、その時間的な短縮をどのように考えるのかというところで、また御検討いただきたいと思います

が、次に裏面のところで市長等という項目があるんですが、この市長等には一体どういう役職までが含まれるのか、お尋ねいたします。

○秘書人事課長 こちらの市長等といいますのは、市長、それから副市長、教育長、この3役のほうが該当いたします。

○藤岡委員 あと1つ。

これもどこかの基準が都道府県別で、福岡県、千葉県、香川県、熊本県と1県ずつもう値段が変わっているというところがあるんですけど、特に地元の愛知県、愛知県で名古屋で泊まるということはなかなか少ないとと思うんですけれども、名古屋の物価、結構名古屋市内で泊まることがもししあれば、1万3,000円で泊まれるのかなという。

愛知県で泊まるとしたら三河の豊橋だとか、あちらのほうで行くときにどうしても時間がなくて宿泊ということがあるかもしれません、ちょっと基準、額が低いんじゃないかなと思いますが、これも基準となるどこか資料があるのでしょうか。

○秘書人事課長 こちらの宿泊費基準額でございますけれども、国の財務省のほうが実勢データ、需要と供給のバランスの中で、こういった都道府県ごとに調査を行いましてこの金額というのを定めておりまして、それに基づいて今回この市の規則の中でも、それを踏まえて金額のほうをこちらのほうに掲載させていただいておりまして、なかなかこの都道府県ごとのこの差がどういう根拠にあるのかというところまでは承知しておりませんけれども、また今後、毎年国のほうがこの実勢データというのを調査いたしまして、この区分も含めて金額も含めて毎年見直されるということで承知しておりますので、それを踏まえて、またその都度この金額というのは変わってくるものというふうに考えております。

○藤岡委員 すみません。最後に一つ、例えば市長等の方が東京へ行った場合に新幹線をグリーン車で行けるとか、そういうような規定を考えてはいるのかどうなのか、それが含まれているのか、入っていないのか、いかがでしょうか。

○秘書人事課長 今の新幹線の関係ですと、条例の第9条の鉄道賃のところに該当しますけれども、新幹線につきましては第1号の運賃、それから急行

料金と、あと座席指定料金、第4号のところが該当するかなという形になります。

グリーン車となりますと、第5号の特別車両料金というところになってくるかなと思うんですけれども、こちらについては、市長が特に必要と認めるものというところに該当すればということになりますけれども、基本的には該当しないものではないかなというふうに考えております。

○藤岡委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

いいですか、よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

午前9時43分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際ちょっとお伺いいたしますが、ただいま議案第79号の審査のために当局から配付されました資料については、委員会配付に留めおくのか、委員会審査資料として議場配付とするのか、どのようにいかがしましょうか、お尋ねします。

御意見があれば。

[「議場」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは議場配付でという御意見がございますので、配付されました資料につきましてはそのように取扱いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。当局もよろしくお願いします。

議案第82号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長 続いて、議案第82号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、議案第82号について御説明を申し上げますので、議案書の31ページをお願いいたします。

令和7年議案第82号 損害賠償の額を定めることについてでございます。
補足説明のほうはございません。

どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 これたしか掛布議員の議案質疑であったと思うんですけど、ちょっとそこと重複するような形になるかもしれないんですけど、これ解約に伴っての違約金みたいな形だと思うんですけど、国のはうからこういう形にシステムにしなさいというところで、契約のタイミングでこれはもう分からなかつたのかなという、時間軸でどうだったのかなというところをちょっと1点、まず聞きたいんですけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案質疑のほうでも御答弁させていただいておりますけれども、現在の戸籍コンピューター機器の賃貸借の契約は、令和3年10月に契約したものでございます。

今回この解約の損害賠償が回避できなかつたかというような質問でございますけれども、契約後の令和3年12月、このタイミングで重点計画というものが閣議決定がされまして、令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準システムへ移行できるように、その環境を整備することとされましたので、契約後に状況が変わつたというものでございます。

○中野委員 解約金の積算根拠ってどうなるんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 解約金の積算根拠でございますけれども、1か月当たりの月額が41万8,385円でございますので、こちら

13か月分の金額となってまいります。

○藤岡委員 今のお話で、解約金は13か月分そのまま使っていたとしたときの契約金をそのまま全額100%が今回の金額になっているということだと思いますけれども、だとしたら、解約せずにそのまま最後まで使い切って、一番最後システムの最終日まで普通に使い切れば、別に解約金という形じゃなく終わると思うんですけど、いかがなものでしょうかね。

ほかのシステムと二重契約にはなるけれども、それをただ使わないだけの話なので、解約金と支払うお金が一緒だったらそのまま残しておけばいいんじゃないのかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 委員おっしゃるとおり、そのまま契約を継続するということは可能ではございますけれども、今現状、市民サービス課の執務室内にサーバーやパソコン機器等がございますので、こういったものが二重で存在するとなりますと、執務室の機器があまりにも多く、通常業務のほうにも支障が出てまいりますので、ここは改めて更新をさせていただくという考え方でございます。

○藤岡委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか、いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前9時49分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長 続いて、議案第83号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○税務課長 議案第83号につきまして御説明申し上げますので、議案書の32ページをお願いいたします。

令和7年議案第83号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 先ほどの議案第82号とその次の議案第84号だと移行するので不要になるということですね。

この議案第83号では使えなくなるということで、補助金も出ていない、必ず必要な機器ではないと思うんですけれど、これは使用できなくなったものを何か今度は使用できるものに更新される予定はあるのでしょうか。

○税務課長 現在使用しておりますシステムですけれども、こちらのほうは標準化のほうに対応できる内容になってございませんので、標準化の際にはまた全く新しいファイリングシステムを導入する予定でございます。

○委員長 よかったです。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前9時52分 休憩

午前9時52分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、消防本部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、企画部秘書人事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。

議案書の74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目秘書人事費で人事給与管理システム改修事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稻山委員 情報システム管理運営事業……。

○委員長 今、人事給与管理システム。

○稻山委員 じゃあ、いいです。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて企画課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○企画課長 企画課が所管いたします補正予算につきまして、説明させていただきます。

議案書の74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項2目企画費の情報システム管理運営事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 補正前の金額と比べるとかなり増えているような気がするんですけども、何か理由がありますでしょうか。

○企画課長 今回委託で上げております内容につきましては、平成26年に調達をいたしまして、装置寿命は18年間でございます。

本来ですと、中間年の9年目に当たる令和5年度にオーバーホールを行う予定だったんですけども、そちらちょっと費用が高額ということで先延ばしをしておりましたが、今回6月の定期点検でオイル漏れが発見されたということで緊急で委託にて修繕を行うものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

○土井委員 オーバーホールを実施されるということなんですが、結構年数もたっていて、更新の費用と比較というのはされたのか、更新にはどれくらい費用がかかるのかなということと、あとオーバーホール、結構時間がかかると思うんですけど、その間これは使えなくなるのか、業務に支障はないのでしょうかということを2点お伺いします。

○企画課長 更新する場合の費用につきましては、約3倍ほどかかる見込みをしております。

オーバーホールにつきましては、土・日に実施いたしますので業務に支障はないと考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしかったですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて市民サービス課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の所管につきまして御説明申し上げますので、議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段やや下、15款3項1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

最上段、16款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金でございます。

下段の21款5項2目雑入、11節雑入でございます。

続きまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、2款1項3目市民生活費、右側説明欄、消費生活センター事業でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、右側説明欄、戸籍事業及び住民基本台帳等窓口事業（支所）でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 77ページのスマート窓口推進事業（布袋支所）ですけれども、これも掛布議員がたしか質問していて、ランニングコストとしては3万円ぐ

らいだというあれだと思うんですけど、これ私、前、一般質問で、今後支所の在り方をどうしていくかというところで一般質問させていただいて、草井支所や宮田支所も今後こういう書かない窓口を導入していくのか、ちょっとそこ辺をお聞きしたいんですけれども。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 ほかの支所のほうへ展開していくのか、導入していくのかということでございますけれども、布袋支所につきましては、貸館業務をやっておりまして、そのため土・日、祝日も職員が勤務をする施設、体制となっております。そのため、予約制ではございますけれどもマイナンバー関連の業務を実施しているというような状況でございます。

布袋支所への導入につきましては、ふれあい会館の貸館に関しての来庁者が多いだとか、マイナンバーカード関連で今後手続が増えていく这样一个ことから導入を検討したものでございますので、今現状では宮田支所、草井支所のほうに導入していくというような予定は、今は持ち合わせておりません。

○中野委員 何か、今はというと、後々はというふうになっていくと、基本的には僕、支所のほうは統廃合を検討していくべきだとは思っていて、非常に今はというと、その後は何かどうなのかなという懐疑的なことを思ってしまうんですけれども、この辺の支所の今後の統廃合のほうとかどう検討、これもう入れていくということは、布袋の支所は残していくというような判断になっていくのかなと思うんですけれども、そこら辺は今後の支所の在り方、ここにお金をかけていくということは、当分はこういうふうに持っていくという話だと思うんですけど、そこら辺はどうなの。

○企画部長 支所の在り方ということでございます。

今現在の布袋支所は、一応こういった形でシステムの導入という形にはなっています。

今後支所の在り方というのは、また再配置計画の中でいずれは廃止というような方向性は出てくるかと思いますけれども、すぐにという形はちょっと考えておりませんが、全体の公共施設の在り方の中で、きっちり方向性だけは示していきたいというふうには考えております。

○野下委員 今のこの布袋支所の備品購入費の書かない窓口システムと書いてあるんですけど、これ本庁とどう違うんですか、全く同じですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 導入する機器等につきましては、同じものを想定しております。

○野下委員 ということは、導入機器は同じものということなんですかとも使い方が違うということですか。

市民の方にとては、書かない窓口と書いてある以上は、本当に自分が行って何も書かなくても済むものなのかなという、本庁とどう違うかという使い方をちょっと教えてもらえますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 江南市で導入をしております書かない窓口システムでございますけれども、こちらはマイナンバーカードや運転免許証、在留カードといった本人確認書類、こちらのほうのＩＣカードや件名に書いてある文字ですね、こちらのほうを読み取りまして申請書に印字していくというシステムでございます。

導入当初につきましては、記載台に設置をしまして、利用される方が直接機器を触っていただく、操作していただくというようなことを想定しておりましたけれども、機器を記載台に置きますと職員が説明で対応するということや、実際に導入しておるような自治体からは直接自署して機器のほうの利用がなかなかされていないというようなお話を聞いておりましたので、今現状では機器は市民サービス課の執務室内に置きまして、職員が申請者からマイナンバーカードなどを一旦お預かりをした上で申請書に印字をするというような取扱いをしております。

そのため、マイナンバーカードの窓口につきましては、市役所に来庁される方は電子証明書の更新のために来庁されますので、基本的には皆さんマイナンバーカードをお持ちの方がお見えになりますので、マイナンバーカードの窓口のほうでは今利用状況としてはほぼ100%というような状況でございます。

ただ、証明書の発行窓口のほうにつきましては、今現状機器が1台しかございませんので、そういう形で実際にその機器を利用して市民の方に申請をしていただくという形になりますと、印字をした後に実際にどういった証

明書が必要なのか、何通必要なのかというような内容の聞き取りをした上で手続をしていきますので、今のマイナンバーカードの窓口と同じようなやり方を実施していきますと、来庁された方が、結果、証明書の交付のためにお待ちいただく時間が長くなるというような想定をしておりますので、今証明交付の窓口につきましては従来どおり、基本的には市民の方に手書きで申請書のほうに御記入をいただくというような形を取っておりますけれども、高齢者の方ですとか、あとは外国人の方、こういった方は申請書のほうにローマ字を使って文字を記入される方が非常に多くございますので、そういう方には書かない窓口を使って在留カード等から印字をさせていただくというような対応を取っております。

布袋支所のほうにおきましては、来庁される利用者が市民サービス課と比べると多くはございませんので、その辺りはカウンターに置いた上で、布袋支所の職員が使い方を説明させていただきながら、有効的な活用をしてまいりたいというふうに考えております。

○野下委員 本庁のこの機器の状況が分かりましたので、書かない窓口という名称がついていますので、市民の方が書かない窓口で来たんだけど、実際は書くという形になるので、この辺ちょっと名称が何か、と僕は思います。こっちのほうね。

ただ、今の布袋支所のほうは高齢者の方が多いということなので、自分でその機器とかを使わせてもらって印字が出てくるようなイメージかなと思うんですけど、それが本当の書かない窓口かなと私は思っているので、布袋のほうはしっかりとその辺が活用できるようにしてもらえば利便性が高くなるんではないかと思いますし、この本庁については機器の問題もあるので、この辺は今後の課題として取り組んでもらいたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 今市民サービス課で導入しております機器を導入しておる自治体もございますので、その辺り、他の自治体の活用事例などを参考にしながら、より多くの皆様に御活用いただけるよう調査・研究のほうしてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 今回この元気な愛知の市町村づくり補助金を使うということなんですけれども、これは一体どういう項目に使える補助金で、上限が幾らぐらいまで使えるようなものなのかというのが分かればちょっと教えていただければと。

[「幅広いよね、元気は幅広い」と呼ぶ者あり]

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 すみません。今資料のほう持ち合わせておりませんので、また後ほど御回答させていただきます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 また話戻っちゃって申し訳ないんですけど、さっきのスマート窓口のほうなんですけど、これ費用対効果とか考えると布袋支所って年間どれぐらいの利用者の方が来ていて、議案質疑のほうではインク代で年間3万円ぐらいだと聞いていたんですけど、これオーバーホールとか耐用年数とかってどれぐらいになってくるのかなと思って。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 布袋支所につきまして、1日当たりの来庁者的人数というものについては、申し訳ございません、ちょっと把握のほうはしておりますが、年間の各種証明書の交付件数とか市税の収納件数、ふれあい会館の貸館の利用件数などからいきますと、年間1万1,572件程度の利用があるというような状況でございます。

実際には時期によりまして来庁される人数も変わってきますので、参考程度というような形になりますけれども、平日240日で割り返しますと1日48件程度、ただ、布袋支所につきましては先ほども御答弁させていただきましたとおり、土・日、祝日も開庁しております。年末年始以外は開庁しておりますので、360日で割り返しますと1日30件程度というような状況でございます。

また、今後の費用ということですけれども、今市民サービス課のほうで設置を既にしておりますけれども、基本的にはカードを読み取るだけ、あるいは発券機のほうもレシート状のものを発券するのみということで、今まで一度も故障したというような事例はございませんので、特にそういういった保守というものは、今現状は予算化していくという考えは持ってはおりません。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○財政課長 それでは、財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の10款1項1目1節地方特例交付金でございます。

その下、11款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項5目財政費、補正予算額は7億5,538万7,000円でございます。

内容につきましては、75ページの説明欄を御覧いただきますようお願ひいたします。

財政調整基金管理事業、江南市財政調整基金積立金で7億5,538万7,000円でございます。

続きまして、別冊の令和7年度江南市9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、2段目、10款地方特例交付金、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金でございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 簡単に言うと、市税が多くなったので地方交付税交付金が少なくなったと、そういうふうに理解すればよろしいですか。

○財政課長 そのとおりでございます。

○藤岡委員 財政調整基金、これで合計幾らぐらいになって、年度内には幾らぐらいになる予定というか、見積りを立てているかというのが分かれば。

○財政課長 令和6年度末の財政調整基金の残高が約35億円でございます。

令和7年度のこれまでの予算編成に当たりまして、財政調整基金から一般会計は当初予算編成の時点で15億4,677万6,000円、補正予算編成で7億6,560万円なので、9月補正時点で合計23億1,237万6,000円を繰り入れているというところでございます。

今後、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業、国庫交付金が確定した段階で補正予算、財源更正を行うと予定をしております。

また、今後の補正分についても加味をさせていただきますと、令和7年度末の財政調整基金残高は約22億円前後となると見込んでおります。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 すみません。75ページの積立てのほうなんんですけど、何か僕ちょっと感覚で申し訳ないんですけど、毎年大体繰越額10億円ぐらいで5億円ぐらい毎年積み立てているなというイメージなんですけど、ここちょっと3年ぐらい繰越額がどれぐらいで、今回ちょっと多かった理由がどうなるのかなとちょっとお聞きしたいんですけど。

○財政課長 ここ数年、3年間の金額で申し上げます。

純繰越金の金額でございます。令和4年度が約11億8,600万円、令和5年度が約10億4,000万円、令和6年度が約15億1,000万円ということでございます。

多い理由ですけれども、これは議案質疑のほうでも説明をさせていただいておりますが、特に民生費の扶助費がかなり不用額が大きく伸びていると。ここが不用額が12億8,000万円くらいあります。昨年度と比較すると4億円、

4億3,000万円ぐらい増加をしておりますので、ここが一番大きい理由かなと思っております。

歳出につきましては、株式譲渡所得割交付金、また地方消費税交付金などの交付金が予算よりも上回ったということで、予算と比較して増額になっておりますので、この辺りが主な要因ということでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、私から委員として発言をしたいと思いますので、会議規則第118条の規定により副委員長と交代をいたします。

○副委員長 委員長に代わりまして議事を進めます。

○須賀委員 議案質疑でもちょっと触れたんですけども、今回15億円という決算余剰金というか繰越金が出た関係で、その2分の1を積み立てるということなんですねけれども、もともと実質収支比率で3から5というのが適正だということで、標準財政規模が200億円ということで、大体3%だと約6億円、5%であっても10億円までの繰越金が適正だと言われておるんですけど、今回あまりにも多いんで、今聞いておると民生費がかなり不用額があったということなんですねけれども、基本12月のときに決算見込みをある程度出して数字は把握しておったと思うんですけど、なぜそれ以降、何らかの対応がなかったのか、ちょっとその辺を教えていただきたいんですけども。

○財政課長 例年、執行残につきましては3月補正のほうで補正減をしているところなんですけれども、今回の不用額が大きかった要因といたしましては、主に民生費の扶助費ということで、物価高騰対応重点支援給付金だったりとか、あと児童手当、子ども医療費といったものがかなり大きく執行残となっておるというところでございます。

12月に補足ができても3月までに大きく変わることもございますので、なかなか補正減をするというのが難しい費用となっておりますので、今回執行残として多く出たというような状況でございます。

○須賀委員 ただ、例年ちょっと余剰金が多いんで、10億円近く発生しておるということで、本来当初予算で繰越金というのはもともと最初から見ていまして、7億円を想定して、その2分の1の3億5,000万円を当初予算で反

映させていきますので、やっぱり使い残しがあるということは、将来のための貯金かもしれませんけれども、ただ、ある程度市民に対する説明責任もありますので、その辺をきちっと使い道を明らかにした形で、例えば将来どういったことでお金が要るかということであれば、それも明らかにして、やっぱりやっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○副委員長 委員長と交代します。

○委員長 ほかに質疑はよろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○税務課長 それでは、税務課の所管いたします補正予算について説明させていただきますので、議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目市民税、個人の現年課税分で補正予算額1億1,553万7,000円でございます。

恐れ入ります。別冊の補正予算説明資料の4ページを御覧いただきまして、こちらの上段ですね、こちらに一般財源調といたしまして補正額の内訳を掲載させていただいております。

続きまして、議案書76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

歳出でございます。

2款2項1目税務費、右側の説明欄、個人賦課事業でございます。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようですので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○消防総務課長 消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の92ページ、93ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段にございます9款1項1目消防総務費、右側説明欄、消防団運営事業(非常備)でございます。

説明は以上です。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 不採択になったという国の補助金ですが、この不採択になった主な理由が分かれば、そしたら次の申請のときには、それをまた参考しながら対策が練られると思うんですけれどもいかがでしょうか。

○消防総務課長 不採択の理由ということで、なかなか難しいというか、我々もちょっとそこを知りたくて、県のほうにはそういったことで状況なんかも問合せはしましたが、その理由まではちょっと教えていただけませんでした。

やっぱり全国的に今回活用しようとしていました消防団設備整備費補助金という制度ですけれども、全国的にもこういった補助金を活用される地方公共団体が、やっぱりエントリーが多かったというところがありますので、ちょっと今回は不採択になったというふうにはお聞きしております。

○稻山委員 関連ですけれど、この消防団の服、これどういったものだったのか、ちょっとまず最初に教えてほしいんですけど。

○消防総務課長 今回予定していました消防団の新しい活動服でございますが、稻山委員につきましては、今どういった服を消防団が着ているかは御存じかと思うんですけども、胸の辺りに小さくオレンジ色の部分が入っています。

これを、国からの通知文が何年か前に出ていまして、やっぱり夜間ですかそういった活動時に消防団が活動しているよということをやっぱりある程度分かるように、視認性をよくするような通知文も実は過去から出ておりま

して、今のオレンジ色の部分をちょっと広範囲にするような活動服をイメージしていただけだと分かりやすいかと思うんですけども、オレンジ色の部分を増やして視認性をよくするような仕様の活動服を予定しておりました。

○稻山委員 内容は分かりましたけど、実際問題すぐに必要なものかといえば、そうではないような気がせんでもないんですけど、万が一そういうことで必要であるということであれば再度補助金の申請をされるのか、いや、もっと非常に重要なものだということであれば、その財源をほかから持ってきてでもその服を買って対応されるのか、どちらを選ばれるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○消防総務課長 今回は不採択でございましたが、来年度以降もこの制度がございましたらエントリーはしていこうと考えております。

というのも、この補助金につきましては国の補助が3分の1、また市町村については地方負担分として、残りの3分の2につきましても特別交付税措置で0.8%の措置率であるというものでございますので、そういうものを活用してやっていきたいというのは考えております。

ただ、懸念しているところが実は1つございまして、今着ている消防団の活動服なんですけれども、ずっと十何年変わっておりませんが、ちょっと業者のほうからも廃番になるような話ちらっと出てきておりまして、そういう事情になったときに、新しく毎年入れ替わる団員もございますが、そういう今のものも支給できなくなるというところもございますので、今はそういう状況では急遽という状況ではございませんが、そういう廃番のことも考慮しまして、やっぱり毎年毎年、できれば次年度エントリーで採択されていくのが一番いいんですけども、そういう形で続けていきたいとは考えております。

○稻山委員 分かりました。

○委員長 よろしかったですか。

○稻山委員 あと1点、要望だけお願いしていいですか。

要望ですのであれですけれど、服に関してですけれど、何とか消防団ですので、はんてんの支給を再度お願いしたい。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

先ほど議案第86号の審査の中で、藤岡委員の質疑に対して答弁保留になつておりましたので、当局からの答弁を求めます。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 貴重な時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。

先ほど答弁を保留とさせていただきました元気な愛知の市町村づくり補助金について、答弁のほうさせていただきます。

まず対象事業でございますけれども、ＩＣＴを活用した市民サービスの向上や地域課題の解決、業務効率化に資する事業を対象とするものでございます。

また、補助金の上限額ということでございましたが、1事業当たり500万円が上限額というふうになっております。よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしかったですか。

○藤岡委員 ちょっと続けてですが、それは1年度に市からは1件しか申請できないのか、複数申請できるようなものなのかは分かりませんか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 1市町村当たり1件というふうに申請件数はなっております。

○藤岡委員 承知しました。

○委員長 よろしかったですか。

それでは、これをもって質疑を全て終結させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議事の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続いて議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、危機管理室、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらお願ひします。

○議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出のみとなります。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の92ページ、93ページをお願いいたし

ます。

1款1項1目議会費、備考欄の人物費等から、96ページ、97ページ上段、備考欄の議会広報事業までございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 93ページの不用額が550万円ぐらい出ているんですけど、ちょっとこの不用額の550万円の内容だけちょっと教えていただければ。

○議事課長 不用額の主なものといたしまして、旅費といたしまして、2常任委員会の調査旅費が1泊2日でございましたので減額となっております。また、2つの特別委員会が視察を行っておりませんので、未実施で減額となっております。

その他需用費といたしまして、「議会のようす」の掲載記事が見込みより少なかったため70万円ほどの減額、委託料につきましては、会議録作成で会議時間が見込みより少なかったため100万円ほど減額となっております。以上でございます。

○中野委員 ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課が所管する決算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課所管の防災センター目的外使用料（職員組合）ほか1項目でございます。

続いて、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目4節災害救助費負担金、備考欄の防災安全課、令和6年能登半島地震災害救助費負担金でございます。

続いて、同ページ下段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金のほか、1枚はねていただきまして、70ページ、71ページ、最上段の備考欄、3項目でございます。

続いて、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続いて、78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段の18款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金でございます。

続いて、同ページ中段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

続いて、82ページ、83ページをお願いいたします。

下段、21款5項2目11節雑入のうち、1枚はねていただきまして、84ページ、85ページの備考欄、最下段、防災安全課、放置自転車等売却代のほか4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

最下段の2款1項8目防災安全費、備考欄の人件費等から134ページ、135ページの上段、備考欄の防犯カメラ補助事業まででございます。

次に、218ページ、219ページをお願いいたします。

上段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業から、その下、3目被災地支援費、備考欄の被災地支援事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 決算書の135ページ、成果報告書の210ページのところで、防犯カメラの設置費補助金を出していただいていると思うんですけど、執行率39.4%でかなり低いかなと思うんですけど、これはどのように分析されて

いますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 防犯カメラ補助事業につきましては、令和6年度から開始をしております。

その防犯カメラを設置する補助の要件として、やっぱり区の総意ということで予算の計上をしていただくことがあります。そういった中で、まだ始めたばかりですので、これから2年目、3年目には多少また増えていくのではないかというふうには考えております。

○土井委員 おっしゃっていただいたように、ちょっと条件がいろいろあるのでなかなかすぐに反応できるところは少なかったかなと思うんですけど、6団体前例ができたということですので、いろいろちょっと合意の取り方とかルールづくりとか難しいところもあるかと思いますので、希望される自治会等があったら、参考にできるようにお示しいただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

○委員長 要望でよかったです。

ほかに質疑はございませんか。

○野下委員 決算書でいくと、129ページのところに防災センター運営事業というのがあって、そこにこの委託料で宿日直委託料というのがあるじゃないですか、これ防災センター運営事業に入っているんですけど、実際防災センターに宿日直はいませんよね。これは実際に本庁の1階のところのことですか。これどうして、簡単に言うとこの運営費の中に入っているんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 この宿日直委託料につきましては、本庁と併せて一括で契約をしていまして、ここの金額につきましては防災センターの床面積等で案分で金額がなっております。

その宿日直の業務の中には防災センターの警備も含まれていますし、受付の電話も回ってきますので、本庁と同様な業務となっておりますのでよろしくお願ひします。

○野下委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 135ページの防犯灯補助事業、これ大分防犯灯の電気料金の補助のほうも大分減ってきたなという、大分LED化が進んで電気代も少なく

なってきてるのでいいことだなと思っていて、今もうあとＬＥＤにしていない防犯灯はどれぐらいあるのか把握していたら教えてほしいんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長 ＬＥＤ以外ということで、これは令和6年度末の数字になりますが、1,022基あります。ＬＥＤ化率は83.1%でございます。

○中野委員 たしか今、区のほうで申請は年間5つまでといった制限があったと思うんですけど、今補助申請の仕方はどういうふうにやっていますか。もうあるだけばっと出していいよというふうにやっているのか。

○防災安全課長兼防災センター所長 防犯灯の設置の補助金ですが、以前は予算の範囲内ということで、満遍なく地区から出していただくということで3基から5基の申請をお願いしていたんですが、今はもう少なくなってきたので、もうあるだけ出してもいいというふうで今ちょっと方向を変えておりますのでよろしくお願ひします。

○中野委員 それはもう区に伝達しておる。

○防災安全課長兼防災センター所長 はい、しております。

○中野委員 すみません。防犯対策事業のほうでちょっとお聞きしたいんですけど、警察のほうも何かオレオレ詐欺とか、ああいうやつの電話のやつの補助とかもやっている。警察とどういうふうに連携して、市のほうもそういう補助があって、何かこの辺の伝達がうまくいっていないのかなという、認識なんんですけど、せっかく警察のほうもあるし、市のほうでもやっていて、犯罪件数を見るとオレオレ詐欺のやつが異常にまだ多いなというところで、もちろん空き巣とかあるけど、その辺の抑止のほうを警察とどう連携して市のほうがやっているのか。

○防災安全課長兼防災センター所長 防犯対策として、市民に防犯、犯罪を未然に防ぐ活動として犯罪の手口や対策など周知することが重要であることから、現在市としてはメールやＬＩＮＥ等で情報を発信しております。

警察との連携につきましては、防犯キャンペーンとか、一緒に大型店舗などでチラシを配ったりして防犯意識の高揚を図っているところであります。

○中野委員 この間たまたま警察とちょっと話をしたら、防犯の電話に付けるやつ、なかなか情報周知ができていなくて、今年まだ、去年かな、すごく

まだ余っているとかと言っていたんで、そういうのもちょっと併せてやってほしいなというのと、防犯カメラを地元区で去年ちょっとつけさせていただいたんだけど、まあまあ費用がかかって結構区の持ち出しが割と多いんですよね。

今、防犯関係でいくと、警察のほうも相当カメラで追って犯人の逮捕や検挙につながっているということなので、もちろんプライバシーの関係もあるんでちょっと難しいところはあるんですけど、去年私がつけたときに、近隣でわあっと聞いたら、もう皆さんもろ手を挙げてつけてほしいというところで、許可というか、あれサイン要りますよね。そのつける通りのところに同意書をもらってこいという、皆さん本当にぜひぜひみたいな感じだったので、もうちょっとこの辺の何か補助率を上げるか何かして、もうちょっとつけやすいような形にしてほしいなという。

[「決算やで」と呼ぶ者あり]

○中野委員 要望です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 主要施策の成果報告書のほうでよろしいですか。

主要施策の成果報告書の174ページのところに、まず、その成果の状況のところの1つ目と3つ目ですよね。非常持ち出し品や食料などを準備している市民の割合とか、3つ目の危機管理体制が整い、安心して暮らしていると感じる市民の割合というところの目標値、実績値が全部数字が入っていないという状況のままの資料が載っているんですけれども、こういった数値は入らないのか、そういう調査をしていないのか、なぜそれを指標名として載せているのかという。

○防災安全課長兼防災センター所長 昨年は載せておりまして、市民窓口調査を実施したときに掲載するという状況です。

市民満足度調査です。すみません。失礼しました。

○藤岡委員 よろしいですか。

次の176ページのところに、成果の状況3つで、3つとも達成率90%以上ということで出ているんですけども、これほど達成率がいいと、目標値をもう少し上げてもいいんじゃないかというふうに今度は思うわけですけれど

も、いかがなものでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　目標値につきましては、平成28年度の実績を上げておりますけれども、この目標値はずっと変えられないものですからこのまま載せているだけで、変える時期が来ましたら、当然これまでの実績を見て目標を改めて設定すると思います。

○藤岡委員　　3つ目の地域安全パトロール実施率というのは、これは各町内がやっている防犯パトロールのことを指しているのでしょうか。各町内がやっている実施率の割合なんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　地区で結成している団体で、江南市内69の団体があります。

　今回61団体がパトロールしているということで、88.4%という数字を上げさせていただいております。

○藤岡委員　　よく分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○土井委員　　決算書の131ページ、交通安全施設整備事業なんですけれども、この要望はどれくらい達成されているのか達成率が分かったら教えていただきたいのと、あとちょっとこれ地域振興対策分と分かれているのは何なのかなというのを教えていただけたらと思います。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず令和6年度の要望件数ですが、いろいろ道路照明灯、道路反射鏡、区画線、その他まとめてなんですが、95件ございました。

　そのうち対応したのが72件、対応にもいろいろ、例えば道路反射鏡なんかは実際につけることもあります、つけられない場合はつけられないということも一応達成というふうにした上で達成率を上げていますので、それで95件中72件ということで、対応率としては75.8%というふうにしております。
対応していないものは翌年度以降に回させていただいております。

　交通安全施設整備事業（地域振興対策分）というのは、中般若区、尾張北部環境組合、江南市との協定の中で中般若区の要望に添って防災安全課のほうでグリーンベルトの設置をいたしまして、延長は約103メートル実施したものであります。

○稻山委員 今のグリーンベルトの関係なんだけど、このグリーンベルト、既設の今のはがれたやつの塗装をされた391万6,000円だと思うんだけど、これやっぱり金額がかかるもんだから、以前河合議員が今の分離帯の幅というか線の幅で、距離をもっと伸ばしたらどうだという話があったんだけど、それは全く検討は今されていないのかな。

通常、質問なんかでもいろいろ剥がれたところが多くて、予算的に今391万6,000円ですけれど、それしかできないという話なんだけど、とにかく目立つように、幅狭くてもいいもんだから、河合議員が言われたようにもっと延長距離を伸ばすような金額の使い方をしてほしいと思うんだけど、その点いかがですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 委員言われるように、以前は路側帯を埋める形で70センチの幅で整備していた時期がございましたが、そうした意見を取り入れまして、現在では0.3メートル、30センチの幅で整備をしているところであります。

○稻山委員 そうすると、今再舗装されておるところは30センチの幅で全てやり替えておるという、そういう意味でいいわけですね。

○防災安全課長兼防災センター所長 はい、そのとおりです。

○稻山委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○野下委員 全く同じ関係ですけど、これ通学路でまだ全く手つかずのところという是有るんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 通学班の複数班を、以前は複数班を条件として事業を進めていたところがありますが、1班というところもいろんな意見がございまして、その危険度が高いというふうにあるところは整備を進めたいなというふうには考えておるんですが、まだ整備をしていないところもあります。

○野下委員 大変にこれ費用がかかって、いっぱい多分塗り直さなくてはいけないところもあると思うんですけど、まず全然引いていないところとかそういういったところを最優先にしてもらって引くとか、全く見えないところは、議会でも出ましたけどそういうのは優先的にやるとか、ちょっと計画を持つ

てやってほしいと僕は要望いたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 放置自転車の売却があったんですけど、どのぐらい放置自転車
があって、何台ぐらい売って、この金額になったというのを分かれば。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和6年度の放置自転車の売却ですが、
17台で1万7,000円、鉄くずとして処理したのが221台出ています。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 127ページの家具転倒防止資機材等整備費補助金、これって予
算執行率って何%ぐらいになりましたか。

○防災安全課長兼防災センター所長 家具転倒については28件の申請がござ
いまして、当初の予算を足りなくて補正を上げさせていただいて対応してお
ります。

○中野委員 家具転倒防止もそういう対応してもらっている業者、業者とい
うか団体ってどういうところが今対応しているの。

家具転倒防止、その後つかえ棒をつけたりとか、何かそういう大工仕事
みたいのがちょっとあったような記憶があるんだけど、ちょっと忘れた、
度忘れしたけど、組合関係の団体が、一人親方の団体が何か対応しておった
記憶があるんだけど。

[「資材だけ」と呼ぶ者あり]

○防災安全課長兼防災センター所長 一応家具転倒の補助金については、そ
ののかかった費用と設置も含まれて補助を出していますが、条件がございます
ので、ほとんど令和6年度は個人からの申請が全てでございます。

○中野委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 今、長尾議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの
申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可するこ
とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 すみません。ありがとうございます。

私は決算書の85ページ、歳入側のほうで1つ質問させていただきたいんですけれども、雑入で防災安全課、人件費負担金というのが658万9,724円計上されています。

多分これ危機管理室長の人件費として水道課、下水道課から入っているものだと思うんですけど、これ金額の大小じゃなくて、なぜ雑入で処理がされているんでしょうか、お尋ねします。

[「雑入だから」と呼ぶ者あり]

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 その辺りにつきましては、財政課なり会計課と協議した上でここに計上しておりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○長尾議員 協議した結果、今後もこれでやるということですか。替えてはいかがでしょうか。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 基本的には雑入でということで考えておりまますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 長尾議員、よかったです。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員 ありがとうございます。

135ページ、先ほど防犯カメラの関係、補助事業というのがありました。

恐らく防犯カメラとか、そういったカメラのことというと防災安全課のところが所管するところが多かれと思っておるんですが、こういった費用の中にはカメラの設置だけではなく、例えばカメラを設置する場合というのはいろんなことをやらなきゃいけないですよね。

周知をしたりとか、例えば警察に聞いたところ、許可をしっかり取らなき

やいけないとか、写り込んだ内容についてその地域の許可を得なきやいけないとか、こういったものも全て含んだ費用がここに上げられているのかどうか、お答えください。

○防災安全課長兼防災センター所長 [※] 防犯カメラの設置の補助金の補助の対象経費というのは、防犯カメラの維持管理費用とか防犯カメラの設置に係る地代及び占用料、あと防犯カメラの操作指導料等が対象となっております。

○大藪議員 そうしますと、これはあくまで地域における防犯カメラの設置事業に関する補助になるわけなんんですけど、一般的に、例えば市が取り付けるような防犯カメラについてもそういったものは含まれず、ただハードのものだけというふうに考えたらいいですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管するこの江南市防犯カメラ設置補助金につきましては、市の設置する補助金は対象としておりません。

区、町内会が設置する防犯カメラに対しての補助としておりますのでよろしくお願ひいたします。

○大藪議員 ありがとうございました。

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて企画部秘書人事課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、63ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段の15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、秘書人事課の子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、85ページの中段、秘書人事課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から有料広告掲載料までの8項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

※ 後刻訂正発言あり

96ページ、97ページをお願いいたします。

中段の2款1項1目秘書人事費でございます。

97ページの備考欄、人件費等から102ページ、103ページの中段、企画費の前、右側備考欄、市長への手紙事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 成果報告書のほうの282ページ、めざす成果として、公務員として自覚を持たせ、より服務に対しての規律遵守を高揚させみたいなことを書いてあるんですけど、これ今服装って大分自由になってきたなあというところで、どういうところなのかなという、ちょっと乖離があるような気がしたので、お願いします。

○秘書人事課長 こちらに記載しておりますめざす成果という内容でございますけれども、この大きい事務事業として人事管理事業という、この事業全体としての目指す成果ということで記載をさせていただいております。

服務といいますと、服装以外にもいろいろございまして、そういった全般に対しての規律遵守、これをきちんと住民に対しての信用を失墜させないような体制していくといったところについて記載させていただいているものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 歳入のほうの85ページの有料広告掲載料、これ広報「こうなん」だけの掲載料なのか、ホームページのバナー広告も全部含まれているのか、これは増えているのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○秘書人事課長 こちら有料広告掲載料につきましては、広報「こうなん」の裏面のところにあります有料広告、それからホームページのバナーと合わせた金額となっております。

内訳といたしましては、広報「こうなん」のほうですけれども、月15万円の12回ということで180万円、それからホームページのバナーにつきましては年間4万8,000円という形で、その8事業所ございまして38万4,000円と

なっておりまして、この合計額となっております。

こちらの決算額につきましては昨年度と同額となっておりますのでよろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて企画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 それでは企画課の所管につきまして説明させていただきます。

令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段、14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、地域交流センター使用料でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

下段、14款2項1目1節総務管理手数料でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

下段、15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び地方創生支援事業費補助金でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段、15款4項1目1節総務管理費交付金、備考欄、デジタル田園都市國家構想交付金（地方創生推進タイプ）でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

上段、17款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄、地域交流センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

同ページの中段、17款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段、18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、寄附金から2つ下の企業版ふるさと寄附金まででございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

最下段、21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金とその下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入、備考欄、企画課のデジタル基盤改革支援補助金から、その5つ下の第6次江南市総合計画売捌収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

下段の2款1項2目企画費のうち、備考欄、市民活動推進事業から109ページ下段、市民生活費の手前、情報システム標準化事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 成果報告書の242ページ、成果と課題の分析のところで、下のほうに人材がいなくなってきて活動が高齢化によってだんだんできなくなつて、それを支援していくというような話なんんですけど、具体的にどういう支援を考えているのかちょっとお尋ねしたいんですけども。

○企画課長 市としましても、近年の社会環境の変化や高齢化の進行、生活様式の多様化などを背景とした区・町内会の役員の成り手不足や、地域のつながりの希薄化など地域課題の多様化、複雑化を認識しているところでございます。

デジタル掲示板等デジタル活用につきましては、他市町の事例等を情報提供しながら各地区において有効な方法を検討していただくということを検討しております。

また、他の自治会での成功事例などを共有することにより、少しでも課題解決の手助けになるように支援していきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○土井委員 ちょっと今のところの関係なんすけれども、成果報告書242ページ、担い手不足や高齢化によって継続が難しくなっている団体を何とか生き長らえさせようとやっていくのが持続可能な地域コミュニティー活動な

のか、枠組みというか、ちょっとそういうシフトを起こすような方向に働きかけるのが持続可能な地域コミュニティー活動に対する支援なのか、どういう目線で、結構いろいろと事業をされていると思うんですけど、目標をどこに置いてやっていらっしゃるのか教えてください。

○企画課長 短期的に見ますと、現状の枠組みの中で担い手の方を継続して見つけていくといいますか、継続してやっていけるような形を支援していくことを考えておりますけれども、長期的に見た場合には、以前一般質問のほうでも御質問がありましたように、どういった枠組みが今後の地域活動を担っていく上で最適なのかというところを模索しながら検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○土井委員 成果報告書の250ページ、決算書の109ページのところで、生成AIの導入があったと書かれているんですけども、ちょっと今の段階でどのように活用されているのかというのが想像しづらいので、業務効率化のイメージは分かるんですけど、住民サービスの向上につなげることができるようになったというのは、具体的にどのような形で住民サービスの向上につながったのか教えてください。

○企画課長 電子申請システムのLoGオーフォームというものを導入しておりますので、そちらに新たにデジタル窓口オプションという機能を追加して、市民の方と行政との双方向のやり取りができるようなサービスを導入しておりますので、そういったものを活用して、市民の方が利用者登録をされると今の申請状況がネットで確認できたりとか、こちらから文書を電子交付できたりという機能がございますので、そういったところを活用しながら市民サービスの向上を進めています。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは質疑も尽きたようありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の

決算につきまして御説明申し上げますので、令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段、14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、市民サービス課所管分で、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

最上段、14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で備考欄、戸籍手数料から諸手数料までの4項目でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

下段、15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で備考欄、中長期在留者居住地届出等事務費委託金でございます。

中段をお願いいたします。

15款4項1目1節総務管理費交付金の市民サービス課所管分で、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段、16款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、市民サービス課所管分で消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段やや下、16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

上段、18款1項1目1節総務管理費寄附金の備考欄、市民サービス課所管分で寄附金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下、21款5項2目11節雑入、備考欄、市民サービス課所管分でデ

ジタル基盤改革支援補助金から有料広告掲載料までの5項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、108ページ、109ページの最下段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費につきましては、ここから112ページ、113ページの下段、市民相談員事業までございます。

その下、2款1項4目男女共同参画費につきましては、男女共同参画懇話会事業及び114ページ、115ページ上段の男女共同参画推進事業までございます。

次に、大きくはねていただきまして、146ページ、147ページをお願いいたします。

上段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここから150ページ、151ページの下段、住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までございます。

所管する該当箇所につきましては以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 主要施策の成果報告書252ページのマイナンバーカードの保有普及率、保有枚数率ですよね。今どのぐらいの普及率になって、どのぐらい発行しているのかというのを分かりますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 今現状でございますけれども、令和7年7月末時点では82.4%、8月末時点では82.6%となっておりまして、現状も僅かながら増加しているというような状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○野下委員 これは評価結果の報告書で、292ページの市民相談事業のところですけど、市民相談事業とここに書いてあるんですけど相談に乗る方というのはどういう方が市民相談に乗られるんですか、この事業。何か資格がある方とかですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 市民相談事業でございますけ

れども、内容的にはいろいろございます。

市民相談事業としましては、会計年度任用職員の市民相談員が対応しておりますし、法律相談というふうになりますと愛知県弁護士会の一宮支部に所属しております弁護士が対応しております。登記相談ですと司法書士が対応するなど、内容によりましてそれぞれ対応する方というのは変わってまいります。

○野下委員 それは専門員につなぐ場合なんでしょうけど、最初に相談に乗る方は、最初から弁護士が乗りませんよね。

最初に何か相談に見えたときに、相談に乗られる方、市民の相談事業ってそうですよね、たしか。そこで最初に相談を受ける方はどういう方ですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 特に最初に相談を受けるというようなのは、今現状ないというような状況でございます。

一般的に日常的な困り事の相談というふうになりますと、毎週月、水、金の3日間、市民相談員が対応しておりますし、事業者との消費生活との関連というふうになると、平日月曜日から金曜日まで国家資格を持っております消費生活相談員というものが対応しております。

また、そういった相談の中で、やはり専門性が高いというようなふうになってまいりますと弁護士のほうへ相談していただいたほうが解決に導かれる判断しまして、法律相談を予約するような形で御案内をさせていただくというような状況でございます。

○野下委員 ごめんなさい。私の質問がよくないかも分からんけど、相談員という方がいるでしょう。まず市民の方が相談したいわといったときに、最初に相談員という方がいらっしゃるんでしょうね。

そこから違うんですか、これ、法律のほうに回すとか。最初の相談員というのはどういう方がます。

[発言する者あり]

○野下委員 受付のところでやるの、これ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 特に最初の受付といったものはないというような形で、相談されたい方の内容によって法律相談や登記相談、不動産相談というのは曜日が決まっていますので、そちらのほうで物に

よっては事前に予約をしていただいたり、その日に来庁していただいたりという形で、最初にどなたか受付の方が来て、相談者をさばくというか、そういうような形ではございません。

○野下委員 違うんですか。月、水、金とおっしゃいましたよね。月、水、金のときに窓口に行ったら、窓口の人が、じゃあいついつ何かありますからというふうに案内してくれるということですか、これ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 月、水、金につきましては、先ほどお話しした会計年度任用職員の市民相談員の方がお見えになっております。

相続の関係だとか隣人トラブルだとか、家庭内の離婚等の相談など日常的な困り事を相談に見えるというような方で、基本的にはその市民相談員がお話ををして助言、アドバイスをさせていただくというような形にはなってまいりますが、すみません、繰返しになりますけれども、そこでやはり法律的な解決が必要というような場合には弁護士のほうを御紹介させていただく、法律相談を案内させていただくという形で、市民相談員が直接相談内容をさばくというわけではないというような形ですね。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時45分 休憩
午前11時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 市民生活相談員につきましては、特に資格のある方ではなく、市のほうで雇用しております会計年度任用職員となりますので、よろしくお願ひいたします。

○野下委員 それが聞きたかったので。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○藤岡委員 85ページの歳入で有料広告掲載料。これは1階の地図のところの広告収入を指しているんですかね。市民サービス課担当の広告収入はどこになりますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 有料広告掲載料でございます

が、こちらは市民サービス課のほうに設置しております番号案内表示機と総合案内のほうに設置をしております行政案内モニターに関する広告収入でございまして、市民サービス課と総務課で2分の1ずつ受入れをしているものでございます。

○藤岡委員 この広告は例年同じで、これは増えているということはないですかね、これも。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 決算額としましては、前年度と同額の51万3,750円でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○土井委員 成果報告書の256ページ、男女共同参画のところなんですけれども、成果の状況がちょっと実績値があまり振るっていないようで、成果と課題の分析のところを拝見しても登用率が伸び悩んでいるなど、ちょっとこの事業全体が手詰まり、行き詰まっているような印象を受けるのですが、毎年100万円ほど予算をつけることが大体慣例になってきていると思うんですけれども、ちょっとを目指す成果のところを拝見しても、いまいち市としてどういう成果を目指しているのかが分かりにくくなっていて、ちょっと一度見直したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、男女共同参画社会の形成というのはどういう市の状態になっていることをイメージしてこの事業を展開されているのか、ちょっと教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 男女共同参画といいますと、やはりちょっと堅いイメージというものがございますので、なかなか多くの市民には理念が広く浸透していないのかなというような状況を感じております。

そういうことから、参加されておる市民というものもある程度限定されておりますので、成果の状況としての実績値も非常に低いというか、目標値には達成していないというような状況となっております。

ただ今後におきまして、男性、女性関係のない社会を進めていかなければならぬというふうには考えておりますので、現在なかなか女性の委員の積極的な登用というものは難しく、この辺りにつきましても、愛知県内を見てどこも30%前後というような形で、江南市とそれほど変わらないという状

況ではありますけれども、江南市としましては、引き続き女性の活動というものを支援していくために、男女共同参画社会というものを進めてまいりたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

○土井委員 ちょっと今のお話の中で、男性、女性関係なくやって一緒に活躍していくというお話と、女性の活動を支援するというお話があって、ちょっとその2つは別のことなんじやないかなと思うんですけど、どちらを主眼にされているのか、この男女共同参画に関するセミナー等への参加割合というのが出ているんですけど、どんなセミナーをやっていらっしゃる、何を目的としたどんなセミナーをされているのか教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 昨年度実施をいたしましたセミナーとしましては、L G B T Qの理解をしていただくような講座、あとは災害時の避難所運営というところで、女性に限らず多様性の観点からそういったことを考えていくというようなセミナーのほうを実施させていただいております。

○土井委員 となると、ちょっと今伺ったテーマだと男女共同参画なのかなというか、先ほどお答えいただいた女性の審議会の登用率を上げるとか、男性と女性が一緒に活躍していくというものイメージと、この事業の内容とはぴったりマッチしているとは思えないので、ちょっとまたその目指す成果とか成果の指標とか、これでいいやということではなくて、ちょっといろいろと考えながら進めていっていただけたらなと思います。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようあります。

議事の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時07分 開議

○委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から先ほどの大蔵議員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可します。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 貴重なお時間をいただき申

し訳ございません。先ほどの防災安全課の決算の質疑の中、大藪議員からの質問に対し、答弁訂正がございます。

内容については、防災安全課長より御説明をさせていただきます。

○防災安全課長兼防災センター所長 貴重な時間をどうもありがとうございます。

大藪議員からの質疑の中で、防犯カメラの設置費補助金について、カメラの設置に係る費用以外に周知にかかる費用や設置の許可を取るためにかかる費用の全てを含んだ費用が対象となるかの質疑に対しまして、補助金の交付対象外の答弁をしてしまいましたので、改めて答弁を訂正させていただきます。

答弁としましては、補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラ及び表示板の購入、設置に係る費用で、防犯カメラの維持管理費用などのランニングコストは対象とはなりませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしかったでしょうか。

それでは、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○財政課長 それでは、財政課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算書事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の2款地方譲与税から52ページ、53ページの下段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

上段、17款1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄、財政課の土地貸付収入でございます。

その下、2目1節利子及び配当金で、備考欄の上から5つ目、江南市財政調整基金利子と江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

下段、19款1項1目1節基金繰入金で、備考欄の4つ目、江南市財政調整

基金繰入金と江南市土地開発基金繰入金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

最上段、20款1項1目1節前年度繰越金でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

22款1項8目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

中段、2款1項5目財政費から116ページ、117ページの中段、備考欄、市有財産管理事業までございます。

次に、大きくはねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

中段、11款1項1目公共施設災害復旧費から13款1項1目予備費まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 決算書53ページの歳入のところで、自動車取得税交付金が例年に比べて大分上がっていると思うんですけれども、どういった理由があるのか。国のはうの動きなのか分からないですけれど、理由を教えてください。

○財政課長 自動車取得税は、取得価格が50万円を超える自動車の取得に対し、その取得者に対して課していた自動車取得税収入に一定の割合が交付されるというものでしたけれども、令和元年10月1日以降に環境性能割交付金が導入されたことに伴い、廃止をされたものでございます。

これは昨年度と比べて増加をした理由ということですけれども、廃止後は新規の自動車取得税はなくなりますけれども、令和5年度と令和6年度は県から滞納繰越分による自動車取得税交付金の見込みがあるというふうに示されたことによって増加をしたというものでございます。

○委員長 よかったです。

ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 大分お金が余ったといいますか、執行率がちょっと低かったん

ですが、そのお金がたくさん余った主な要因は何かと分析していますでしょうか。市全体でですね。

○財政課長 先ほどの補正予算のほうでもお答えをさせていただきました。

今年度、令和6年の決算で15億円ぐらいの金額が余っているということなんですけれども、民生費の扶助費が執行残が多かったということと、歳入については株式等譲渡所得割交付金と地方消費税交付金が予算と比較して多かったというようなことでございます。

執行残につきまして扶助費が多かったということで、もともとの予算の規模も大きいですので、執行残が大きくなってくるということですし、また、見込みも立てづらいような予算ではございますけれども、なるべく執行残が少なくなるような予算編成というのを心がけていきたいと考えております。

○委員長 よろしかったですか。

○中野委員 成果報告書の258ページと、あと意見書ともリンクしてあれなんですけど、財政力指数がここずっと低下してきているような、まず要因はどうなのかなということと、成果報告書の昨年を見ると目標値が0.85だったっけ。何かそこの辺で今回0.75まで落ちてきて、その辺の目標値の立て方とか、その辺がどうなのかなと思って。もう今、財政力がどんどん毎年下がっていっているので、そこのまず要因。

○財政課長 財政力指数は地方公共団体の財政力を示すという指標で、普通交付税の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数字の過去3年平均でございます。

これが昨年度と比較して下がったというような理由ですけれども、令和3年度以降新型コロナウィルス感染症の影響を受けて基準財政収入額が減少をしております。

また、社会保障費などの基準財政需要額が増加しております。国の補正予算によって普通交付税の再算定といって追加で交付される金額があるんですけれども、それがあると基準財政需要額が伸びるということになります。なので、収入額が減少して需要額が伸びたということによって財政力指数が減少したと。3年平均ですので、ここの令和3年度からの傾向がこのような状況ということになります。このような状況は全国的にも同じような状況にな

っておりますので、基準財政需要額のほうが伸びているというようなことが主な要因かと思います。

目標値が伸びているということですけれども……。

○中野委員　　目標値が下がってきてているという、去年0.8幾つだったのが、急にこの目標値をぼんと下げて、そうすると、その辺が実績値に合わせて何か目標値を立てていけば、それは近似値になってくるよねというところで、去年がそこに立てて、今年ぼんとまた下げて、その目標の立て方がちょっと意味があるのかなという。

○財政課長　　この目標値ですけれども、目標値については、第6次総合計画の後期計画のときに見直しをしております。そのときに令和5年度に見直しをしましたので、そのときの状況に応じて令和9年度の目標値を見直ししておりますので、そのときに従前0.84というふうに目標を置いていましたけれども、0.8以上になる、財政力指数が0.8以上になるということはなかなか難しいということで、今の目標値としては令和9年度0.8ということで目標としております。そこに向かって徐々に上がるような数字を設定しておるというようなところでございます。

○中野委員　　今、本当にずっと毎年下がってきて、どんどんどんどん市の財政の自由度が減っていくと思うので、そういう面で今後やっぱりある程度回復というか、方向を財政としてどういう対応をしていくか。あまりぎゅっと絞り過ぎると、今度はやっぱり市民サービスが低下してくるという弊害が出てくるので、ここの成果報告書にも市民サービスのバランスというところもというふうに書いてあるので、具体的にどう対応しようとして考えているのかをお聞きしたいんですけど。

○財政課長　　財政力指数を上げるということになると、普通交付税の算定の基準である基準財政収入額を上げるか需要額を下げるかということになります。基準財政需要額は、もう江南市だけで下げるということはなかなか難しいですので、この指標を上げるとなると基準財政収入額のほうを上げるということが考えられることになるんですけれども、ここに反映してくれる収入として上げられる可能性があるものとしては、市税収入ということになりますので、市税収入を上げるということが財政力指数を上げるというこ

とにつながるかと思います。

○中野委員 そこを具体的にどういうふうに上げていくのかというお考えがあるのか。

○財政課長 基準財政収入額だけじゃなくて、健全な財政をしていくためにはということですけれども、歳入確保に向けた取組というのは推進していく必要があるということはもう認識をしておるところです。

また、持続可能な財政基盤を確保するというためには、歳出規模は歳入に見合った範囲にするということが必要だと考えております。そのためには、選択と集中ということがよく言われますけれども、既存の施策や事業を全てゼロベースで見直しまして、事業の必要性、公平性、財源の確保など複数の視点からも優先度の低い事業は休廃止を含めた抜本的な見直しをする必要があると。限られた経営資源を効率的、効果的に配分して、財政の健全化、市民サービスのバランス、市民参画のバランスを取りながら運営を行う必要があるというふうに考えております。

○中野委員 ちょっとどういう形で聞いていいのか分からないですけど、今回、不用額も結構出ていると思っていて、不用額が出ている分、結局その分、最終的には余ったんだったら、それを事前に補正予算か何かで組んで違う事業に充てられる部分もあったんじゃないかなと思うので、これが近隣市町と比較して不用額の率がどうなのかとか、その辺はどうですかね。

○財政課長 不用額という、近隣市町と比較できるとなると実質収支比率というのがあるんですけども、標準財政規模とその実質収支との比なんですけど、その比率が江南市としては7.3なんです。それが愛知県の平均は7.7ということで比較的少ない、平均よりも少ないというような状況ではございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 決算書143ページの滞納市税等訪問徴収事業の中で、違いますか、これ。

○委員長 それは、税務課、収納課かな。

○野下委員 収納課か。

○委員長 収納課ですね。

○野下委員 なら、そこで聞きますね。

○委員長 ほかによろしかったですか。

○藤岡委員 すみません。今の実質収支比率が7.3%で、やはりこれも決算審査意見書の10ページ、11ページのところ、10ページにあるんですが、やはりおおむね3%から5%程度が望ましいという、余り過ぎても駄目だし、ぎりぎりまで使い過ぎても赤字になりそうな状況になっても駄目だしという、やっぱり何かちょっと多いのかなという、逆にやはり予算でこれだけのお金はきっと市民サービスで使っていいですよと、執行していいですよというふうに決めて、7.3余ってしまってできなかつた市民サービスとか、多少契約とかで予算を取るための契約と本契約が安くなつたというところでお金が少しずつ余つてくるというのは、これはあると思うんですけども、逆にできなかつた市民サービスが増えて7.3%になつてているというのがあまりよくないと思うので、その点はどのように考えておられますか。

○財政課長 先ほどの3%から5%が望ましいというふうに言われているこの実質収支比率なんですが、これが3%から5%に入っている自治体というのが県内でも1市しかない。ほかはもうほとんど5%を超えているというような状況です。なかなかその執行残と言うんですかね、縮小をするのが難しい、財政規模も増えてきていますので、難しい状況ではあります。

ただ、例年3月にも補正予算をしていますので、もう分かり切ったものについては、執行残は補正で落として違う事業に回すようなことはしておるんですけども、今回は特に扶助費、これは3月まで確定しないもので、なかなか執行残として補正予算で落とすことが難しい経費にはなってきます。

ただ、執行残がここまで膨れるというのもなかなかよくない運営だとは思いますので、それをなるべく少なくするような予算編成に生かしていきたいと思っております。

○藤岡委員 次の11ページに経常収支比率がありますが、昨年度93.8%になつて大変だ大変だというような声が聞こえたところに、90%にちょっと下がつたというところで、少し弾力性が出て、よりそれはよかつたのかなとは思いますけれども、これについてはどのように分析されていますか。

○財政課長 経常収支比率は、市税、交付税、毎年経常的に収入される一般

財源のうちに、人件費とか扶助費とか公債費のように毎年度経常的に支出される経費、その割合を示したものです。

令和6年度の経常収支比率が3.8ポイント減少をした要因としては、扶助費とか物件費、経常的な支出全体は増加しています。これは5億8,000万円ぐらい増加をしております。

一方、地方特例交付金、地方交付税などの経常的な収入が15億9,000万円程度増えているということで、収入が増えたので経常収支比率が落ちたというような内容でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 ちょっと初步的なことで申し訳ないんですけど、成果報告書の258ページの財政力指数は0.72で、意見書のほうの令和6年度を見ると0.74なんんですけど、これ何でこれ違うのかなと思って。

○財政課長 成果報告書のほうは、毎年度、毎年度なので、単年度の指標を示しています。通常は3年平均で出しますので、3年平均を監査の報告書に出しているというようなものです。

○委員長 ほかよろしかったですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようありますので、続いて税務課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の48ページ、49ページをお願いいたします。最初に、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税から最下段にございます5項都市計画税までのうち、現年課税分が税務課所管となります。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

最下段の14款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、備考欄にございます証明手数料及び閲覧手数料でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段やや下にございます

税務課分、郵便料実費徴収金をはじめ、3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

136ページ、137ページをお願いいたします。

上段やや下にございます2款2項1目税務費、右側の備考欄、人件費等から141ページの下段、税諸証明書交付事業、そこから1枚はねていただきまして、143ページ、備考欄の上段、13節使用料及び賃借料まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて収納課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○収納課長 それでは、議案第90号のうち、収納課の所管する内容についてまして説明させていただきますので、歳入歳出決算事項明細書の48ページ、49ページの最上段からお願ひいたします。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目市民税、個人から最下段の1款5項1目都市計画税までの備考欄、収納課に関する箇所でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目1節徴稅費委託金でございます。

次に、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

このページの最下段をお願いいたします。

21款5項1目1節滞納処分費につきましては該当がございませんでしたので、調定額、収入済額とともにゼロ円となります。

次に、82ページ、83ページの最上段をお願いいたします。

21款5項2目3節、土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

事項別明細書の142ページ、143ページをお願いいたします。

2款2項2目収納費の備考欄、人件費等からはねていただきまして、144ページ、145ページの最下段、納税相談事業までございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 143ページですけど、訪問徴収事業で報酬のところと職員手当等と2つ入っていますけど、これちょっとそこの事業について教えてもらえますか。

○収納課長 こちら訪問徴収事業の内容につきましてでございますけれども、市税等を徴収する職員、会計年度任用職員を1名雇用しております、現在1名です。市税等の未納のある方を訪問して、催告して未納税の徴収を行っているものでございます。

ちなみにですけれども、令和6年度の実績で申し上げますと訪問の世帯数は約1,889世帯、徴収金は市税と国保もちょっと合わさっておりますけれども、2,515万360円でございます。

○野下委員 その下の職員手当等のところで、期末手当、勤勉手当について、これはまた違う。

○収納課長 職員手当等はこちらの会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当になっております。

○野下委員 令和6年度をちょっとお聞きしましたけど、結構訪問もされるんでしょうけど、1人の方が、これってその前の年なんかを比較できますか。

○収納課長 令和5年度につきましては、2,846万6,100円となります。

○野下委員 その訪問件数とか、徴収金額とかは。

○収納課長 [※]令和5年度の徴収世帯でございますけど、1,297件でございます。

もう一度、金額も申し上げておきます。2,846万6,100円でございます。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 145ページの収納代行委託料なんですけれども、410万円。これ

※ 後刻訂正発言あり

って去年はたしか330万円ぐらいだったと思うんですけど、ここ2年か3年ぐらいの推移をちょっと教えてほしいんですけど。

○収納課長 収納代行委託料につきまして、まずちょっと説明をさせていただきます。

こちらは市税をコンビニエンスストアであったり、スマートフォン決済アプリで支払いができるようにするために、収納代行を株式会社三菱UFJニコスに委託をしてございます。

委員お尋ねの推移でございますけれども、令和6年度におきましては、件数といたしまして5万319件、令和4年度が4万9,804件です。令和5年度は5万2,501件となります。

○中野委員 件数でいくとそんなに変わりないんですけど、80万円ぐらい増えている理由って何ですか。

○収納課長 こちらですけれども、収納代行委託料の手数料を説明させていただきます。

1件当たりの手数料が80.3円、税込みです。それプラス月額の基本料として5,500円、こちらも税込みでかかってきますが、こちらは1件当たりが令和6年度から80.3円でしたけれども、令和5年度までが63.8円でしたので、ちょっとその分は増額しております。

○委員長 ほかよろしかったですかね。

○中野委員 口座振替手数料について、前誰かの議案質疑であったと思うんですけど、この1件当たりの手数料が全然違いましたよね。当然市としては口座振替のほうでやってもらったほうが経費は安く入金してもらえるので、この口座振替を増やしていくってほしいと思うんですけど、何か見たらちょっとずつ今口座振替はもう下がっていっておると思うんですけど、口座振替の推移、ちょっと教えてもらえますか。

○収納課長 口座振替でございますけれども、令和6年度は36.1%、遡りまして令和5年度が36.6%で、0.5%ちょっと下がっております。

こちらの下がった理由につきましては、先ほど申しましたように、スマートフォン決済アプリですとか、コンビニが導入されたことですとか、あとは共通納税システムで令和5年度の4月からQRコードを読み込んだもので固

定資産税と軽自動車税の支払いが可能になったことから、そちらでちょっと
口座振替の加入率が下がったのかなというふうに考えております。

○中野委員 この収納代行とか口座振替とかというのは、基本的に僕は収納率、意見書を見るとちょっとずつ収納率は上がってきているのでいいのかなと思うんですけど、納税者に対しての満足度を上げるという意味なのか、収納率を上げていくという方向性なのか、ちょっとその市としての考え方をお聞きしたいんですけども。

○収納課長 今委員お尋ねの収納代行につきましては、徴収グループと納税推進グループがございますけれども、コンビニですとか、そちらのスマートフォン決済アプリでの納付というのは、どこまで行っても収納率も最終的には結びついてきますが、どこまで行っても納付の方法、徴収の推進する手段として業務を進めております。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは質疑も尽きたようありますので、続いて総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、備考欄、総務課分13件でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

最上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

下段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

最上段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、備考欄の総務課分でございます。

下段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

下段になりますが、21款5項2目雑入、11節雑入、備考欄の総務課分でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

下段の22款1項1目総務債、1節総務管理債でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しほねていただきまして、116ページ、117ページをお願いいたします。

中段の2款1項6目行政事務費、備考欄、人件費等から124ページ、125ページ中段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しほねていただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

下段の4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業からはねていただきまして、154ページ、155ページの上段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、備考欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 成果報告書の266ページ、個人情報の漏えいが1件あったというふうに書かれているんですけれど、ちょっとどういった事案でしたか。

○総務課長 介護保険におきまして、令和7年1月28日に送付しております令和6年分障害者控除対象者認定書、こちらのほうは所得税、住民税の控除を受けるときに使用するものでございますけれども、こちらの対象者の住所欄に誤った別の方の住所を記載した事案が発生いたしましたので、こちらのほうを情報の漏えいと認識し、計上しているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○藤岡委員 選挙に関してなんですが、例えば投票率が上がると出費が増えるとか、そういうことはあるんですか。あまり変わらないものなんですかね。

○総務課長 投票事務に関しては増えないとは思いますけれども、あまりに投票率が極端に上がりますと開票時間のほうが押してまいりますので、その分の入件費についてはいささか増額となると考えられます。

○委員長 よろしかったですか。

大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありましたが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議もないようですので、委員外議員としての発言を許可いたします。

○大藪議員 ありがとうございます。

歳入のところです。77ページの最上段、土地貸付収入について、何年か前にも聞いた覚えがあるんですけども、今現在どうなのかなということで、現在、例えば市が持っている土地などで、この土地貸付について、概算で結構ですので、大体何割ぐらい貸し付けられているのか、逆に貸付ができるていない土地がどれぐらいあるのか、割合で結構です。お答えください。

○委員長 暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

よろしかったですかね。大藪議員。

○大藪議員 いいです。後ほど。

○委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、続いて会計課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の80ページ、81ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

21款2項1目市預金利子、1節預金利子、81ページ、中段やや上の預金利子でございます。

少しほねていただき、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入、右側のページ、87ページでございますが、備考欄の最上段、業者用納品書壳捌収入とその下の愛知県証紙壳捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくほねていただきまして、134ページ、135ページをお願いいたします。

中段の2款1項9目会計管理費、135ページ、備考欄の人物費等からはねていただきまして、右側の137ページ上段、庁用備品出納事務までございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 135ページの歳入歳出決算書の作成事務なんですけれども、これって、今もう冊子じゃなくなつたものでこんなにするの。

○会計管理者兼会計課長 決算関係書類作成事業の中にあります印刷製本費の部分だと思われるんですが、こちらは令和6年度ではなく、令和5年度の決算書を作成した際の経費ということで、昨年度は紙ベースでお渡しをさせていただいておりましたので、その部分にかかった印刷製本費でございます。

○中野委員 それって冊子、もう印刷を止めて、今もこうやってとまつたやつになっているけど、その冊子でこの値段ということでいいの。

○会計管理者兼会計課長 業者に発注して冊子にしてお配りしたものにございます。

○中野委員 これは何冊分になるのか。

○会計管理者兼会計課長 令和5年度の決算書は70冊印刷をさせていただいたものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入はございません。歳出について申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書の156ページ、157ページをお願いいたします。

上段の2款6項1目監査委員費で、右側説明欄の人物費等から最下段、監査委員会関係事業までございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、質疑もないようありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○消防総務課長 それでは、消防本部消防総務課所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段にあります14款1項6目1節消防使用料、備考欄の消防総務課、消防施設目的外使用料の4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段やや下にあります15款2項5目1節消防費補助金、備考欄、消防総務課、救助工作車購入費補助金でございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段にあります17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄、消防総務課で消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続きまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや下にあります18款1項3目1節消防費寄附金、備考欄で消防総務課、寄附金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段にあります21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄、消防総務課、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段にあります21款5項2目11節雑入、備考欄、消防総務課で全国消防グループ保険事務費負担金から、その5つ下になります自動車損害共済災害共済金まででございます。

続きまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段やや上にあります21款5項3目1節過年度収入、右側の備考欄、消防総務課で、令和5年度分緊急消防援助隊活動費国庫負担金でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

上段にあります22款1項6目1節消防債、備考欄、消防総務課で、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

大きくはねていただきまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

中段やや上にあります9款1項1目消防総務費、右側の備考欄にあります人件費等からはねていただきまして、297ページ、備考欄の下段にございます26節公課費まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 成果報告書の200ページのところで、成果の状況、救急救命士運用者数が目標値22に対して実績値24で上回っているんですけども、成果と課題の分析のところで計画的に養成する必要があるということで、この目標と実績だけ見ると、もうこれ以上の養成は必要ないのかなと思ってしまうんですけども、この目標値というのは適正なんでしょうか。

○消防総務課長　　目標値についての御質問でございますが、計画当初の状況では、このような目標を掲げて進めてきております。実際進めていく上で、職員の中から救命士として養成させるのを念頭に進めておりました。

その間に資格を持って入ってくる職員も実は現実的にはおりまして、そのところが目標値とちょっと若干ずれてきているというところ、増え方がだんだんちょっと変化してきているということで、今現在は目標値をクリアして最初の目標値にも達している状況ではございますが、実際のところですと、また毎年毎年事情が変わりまして、例えば今現在ですと23が運用の数で、それはちょっと職員の中で産休に絡んだ救命士も関係してくる関係で、そういう中で毎年ちょっと事情が変わってくるということで、救命士の数としては多いにこしたことはないと思うので、一応目標ではあるものの、これからも計画としては、そういう事情も考慮しまして養成のほうは、毎年とはいかないまでも養成のほうは考えていきたいというふうには考えております。

[発言する者あり]

○消防総務課長　　目標値22になっておりますが、次期総合計画に向けてつくりしていくことがこれから始まつてくると思いますので、また救急車5台のところも絡んでくるかと思うんですけども、この目標値につきましては検討していきたいというふうには考えております。

○土井委員　　御説明ありがとうございます。

ここは人数を設定するのがあまり向いていないのかなとは思うんですけれど、養成することを念頭に目標を定めて、結果的に偶然資格を持った方が入ってこられることもあるとなると、この目標が設定されていると充足されれば、もう新しく、じゃあ今度養成する必要がなくなりますよね。ただ、養成事業で令和6年度も198万円使われていて、これで1名ですかね。多分養成されたのかなと思うんですけど、この必要性がこの人数が22と設定されていることによってちょっと理解できない、そうでなければ救命士さんは多ければ多いほうがいいよねと思うんですけど、ちょっとそこを今後お願ひいたします。

○消防総務課長　　そうですね。目標設定の考え方のところだと思うんですけども、現在は数は足りているようにも見られる状況ではございますが、

年々状況が変わってくるというところの補足としまして、救命士ではあるものの、専属で救急だけに対応しているわけではなく、江南市の消防というのは兼務を念頭に先に火災があれば火災の車両に乗ってというところもありますので、救命士の資格を持った職員でもその職員のキャリア形成として、当然他業務の配置替えも考えていかなければなりませんし、また、ある程度年齢に達すれば、管理職としての登用も考えていかなければならないと思いますので、人数が増えて終わりではなく、その救命士として役目を終えて卒業していくというイメージのところもありますので、そういったところも考えながら目標のほうは設定していかなきやいけないかなというふうには思っています。

○土井委員 一時的に目標を達成していても、長期的に見れば継続的に養成を進めていく必要があるということですね。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 成果報告書の202ページの防火水槽の耐震化についてちょっと、違うところか。

○委員長 ごめんなさい。消防署のほうですので。

○野下委員 また違うほうか。

○委員長 はい。消防総務課ではなくて、消防署のほうでお願いします。

○野下委員 すみません。そちらのほうでお聞きしますね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続きまして消防予防課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、消防予防課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

下段にございます14款2項6目消防手数料、右側備考欄にございます消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料及び煙火消費許可申請手数料でございます。

次にはねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、右側備考欄、上段やや下にございます消防予防課、コピーライター等実費徴収金でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、296ページ、297ページをお願いいたします。

下段にございます9款1項2目消防予防費、右側、備考欄にございます人件費等から少しあはねていただきまして、300ページ、301ページ、右側、備考欄、下段の煙火消費許可、立入検査等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稻山委員 この成果報告書の204ページはよかったです、ここで。この住宅用火災警報器の設置率についてでありますけど、これももう十数年前からずっと言われていることなんですが、目標値76.8、実績が71ということでありますけど、そもそももう電池切れのものが設置してあるものもここに含まれてきておるのか、その辺の把握はどのようにになっているのか。

要は、電池切れのものに関して言えば、当然のことながらあってないようなものでありますので、その辺のこの実績値というのはどのように反映されているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○消防予防課長 議員御質問の電池切れのものに関しましては、設置していないものとして設置率を計上しております。

○稻山委員 設置していないものとしてという、その根拠はどうやって調べているんですか、それ。

○消防予防課長 こちらの設置率調査につきましては、無作為に抽出した市内の約100世帯に訪問しております、お許しをいただければ、実際に実機を確認して、ちゃんとテストを行って、正常に作動しているのかどうかを確認しております。

なお、中に入ってほしくないという方に関しては、聞き取りにより設置してあるかどうかを計上しております。

○稻山委員 每年ランダムに100件ぐらいやられておるということでよろしかったですか。

○消防予防課長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

いいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようありますので、続いて消防署について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○消防署長 消防署所管の決算につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の78ページ、79ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段にございます18款1項3目1節消防費寄附金、備考欄、消防署、寄附金、同じく企業版ふるさと寄附金でございます。

少しほねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段にございます21款5項2目11節雑入で、備考欄、消防署、原稿料、同じく市町村振興協会消防広域応援交付金でございます。

1枚はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段にございます21款5項3目1節過年度収入、備考欄、消防署、令和5年度分緊急消防援助隊活動費国庫負担金でございます。

もう一枚はねていただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

中段にございます22款1項6目1節消防債、備考欄、消防署、防火水槽耐震化事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、300ページ、301ページをお願いいたします。

下段にございます9款1項3目消防署費、備考欄、人件費等から少しほねていただきまして、310ページ、311ページ、備考欄、指揮出動事業までございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 すみません。こちらのほうでよかったです。成果報告書の202ページ、防火水槽の耐震化が書いてあるんですけど、この成果と課題の分析のところで、計画どおり実施したがという文言がありますけど、今回、この令和6年度については、何か所の計画でやったということですから、何か所終わっている形なんですか。

○消防署長 令和6年度につきましては、3か所を耐震化いたしました。

○野下委員 3か所ですね。ありがとうございました。

結構やっぱりお金がかかると思うんですけれども、その次に、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているということで、早急に耐震化を完了する必要があると書いてあります。だから、まだ残っていると思うんですけれども、何か所残っていて、今後の終了というのはどういう計画になっているのか、ありましたら教えてください。早急にと書いてあるからね。

○消防署長 この事業は、当初平成27年度から既存の防火水槽20基を耐震化するという事業でございます。

現在、令和6年度までに17基を完了しております、今年度3基を耐震化して、事業は一応完了いたしました。

○野下委員 分かりました。

じゃあ、今年度終わるかなということで、結構お金がかかると思いますので、これぐらいかかるかも分かりませんけれども、これで地震があったときでも少しでも安心ができるんじゃないかと思いますので、長期にわたってありがとうございます。以上でお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○土井委員 成果報告書の206ページ、心拍再開率が22.1%ということなんですけれども、これは現場に救命士が到着されたときには、死亡宣告はできないけれど、ほとんど手後れだったパターンが多いということなのか、ちょっとどういった状態からの心拍再開で、かなり低い数値だと思うんですけれど、ちょっと御説明をお願いします。

○消防署長 この数値の対象とする事案は、救急隊が接触時、もしくは搬送途中に心肺停止となった傷病者を搬送した件数でございます。

ちなみに、令和6年度は113件の心肺停止事案が対象となっております。

このうち、心拍が再開したと判断したものは25件でございます。

○土井委員 救命士、通報者がかけつけた際には、心肺停止でなかつたものということと、接触してから心肺停止になられたものの件数ということでよろしかったでしょうか。

○消防署長 接触したときから心肺停止状態も含めての件数でございます。

○土井委員 成果と課題の分析のところで、目撃のない心肺停止傷病者が増加しているとあるんですけれども、どういった方が通報されている、どういうケースが多いのでしょうか。

○消防署長 113件の心肺停止の件数のうち、目撃がない心肺停止の方が42件でございます。それから、高齢者75歳以上の方というのが85件、113件のうち85件でございました。ここの2点が心拍再開率に影響しているのではないかなどというところは思っております。

目撃が少ないというところでは、発見が遅れれば遅れるほど救命率というのは低下いたします。それから高齢者というのは、一時的に心拍が再開しても基礎疾患が原因で不可逆的に救命が困難なケースが多く見られるといったところがございます。

○土井委員 では、この心拍再開率という指標は、市の施策によって左右できるものではなく、もう今この目標値であったり実績値だったりというのは、市がどうこうしたら改善するとか、そういうものではないということですか。消防署の体制だとか、救命士の体制だとか、そういうものを改善することによって改善が見込めるというよりは、この実績値というのは、もうある程度仕方のないものだと見ているということでよろしいでしょうか。

○消防署長 救急の現場のことですので、そういったことはあろうかと思うんですけども、ここでは、応急手当の普及によって市民の応急処置というのを増やすことによって、少し救命率を向上させることができるといいますか、救命の連鎖というのがございまして、そういう点の部分の指標と、あと救急救命士には段階を経て資格がレベルアップをしていきます。その中で、

救命率が少しでも向上するように、この率を指標として上げているといったところでございます。

○土井委員 応急手当の普及で目撃のない事例だと応急手当を普及しても変わらないのかなと思うんですけれど、ちょっとどんな対策が考えられるのかなというところで、成果と課題の分析のところで、最後、家族構成の変化等が要因として考えられるとあって、多分これは消防署だけの施策でどうこうということはできないかと思うんですけども、この点どこか関係部署と連携をしているとか考えているとかということはありますか。

○消防署長 そこまで踏み込んだ施策といいますか、連携は取っていないというのが現状です。

○委員長 よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようあります。

当局から、先ほど野下委員の質疑に対する答弁を、収納課なんですが、答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可いたします。

○総務部長 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

先ほどの令和6年度決算についての野下委員の質問に対する収納課の答弁につきまして、訂正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○収納課長 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

先ほど野下委員より、事項別明細書143ページの訪問徴収事業のところで、徴収員が訪問している世帯数と徴収金額の質疑がございましたが、令和6年度は訂正ございませんが、令和5年度の訪問した世帯数が、正しくは1,933世帯でしたので、そこを1つ訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長 ちょっと数字、何をどう訂正したのかということを具体的に。

○収納課長 徴収員ですね、訪問徴収した訪問世帯数が1,297世帯というふうに私申し上げましたが、正しくは1,933世帯ございました。

- 委員長 野下委員、よかったです。
- 野下委員 はい。
- 収納課長 申し訳ございませんでした。
- 委員長 分かりやすく説明してくださいね。
- 収納課長 失礼しました。
- 委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
- 暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩
午後2時24分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第90号を採決します。
- 本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。
- 以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。
- なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
-

行政視察について

- 委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。
- 資料をタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。
- よろしいでしょうか。開いていただけましたでしょうか。
- この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に御一任いただきました。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。
- まず、日程は10月21日火曜日及び10月22日水曜日の1泊2日であります。視察先と調査内容につきましては、10月21日火曜日は、静岡県三島市で包括管理業務委託についてを、翌10月22日の水曜日は静岡県島田市で自治会DX

推進の取組についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 なお、詳細な資料については、来月上旬までには事務局からお届けさせますので、視察当日にお持ちいただきますようよろしくお願ひいたします。

当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、6月の委員会で講師について奥能登広域圏事務組合危機管理官を招いたらどうかとの御意見がありました。

また、ほかに何か御意見とか御提案がありましたら、正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在、特にいただいてはおりません。つきましては、6月の委員会での御意見を踏まえまして、正・副委員長といたしましても、講師に奥能登広域圏事務組合危機管理官を招き、テーマについては災害対応についてということで進めていきたいと考えています。日程及び開催場所については、正・副委員長で調整を図り、決定していくたいと思います。

研修会についてはそのように進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、御異議もないようありますので、そのように進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

なお、講師の方や開催場所の都合もありますので、変更が生じた場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようありますので、それではそのようにさせていただき、後日御報告させていただくことといたします。よろしくお願ひしま

す。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所については各常任委員会で検討していくところと決定したところであります。これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので、御参考にしていただきますようよろしくお願いします。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見がございますでしょうか。

○藤岡委員 特に団体はお任せしたいと思うんですけども、せっかくしばらく災害についてのテーマが令和3年の最初に災害に強いまちづくりというのがあるんですが、それ以後ありませんし、今回研修で奥能登広域圏の危機管理官の方を呼ぶということもありますので、そういった何か防災、災害に対するテーマを話し合えるような団体の方がいいかなというようなことをちょっと提案しておきます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございましたら。

よろしかったですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、ただいま出されました案を一旦テーブルの上に上げまして、正・副委員長で調整させていただきまして、また日程、開催場所等も含めて改めて決定していきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは御異議もないようですので、正・副委員長で調整した上で、後日皆様方に御報告させていただくとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回の議案は全て終了しましたので、以上で本日の委員会の議

題は全て終了いたしました。

それでは当局の方も慎重審議、御苦労さまでございました。

少しでも江南市がよくなるように前向きに今後進めていただきたいなと思います。

では委員の皆さんにも、この後またちょっとありますけれども、そちらのほうでもまた十分に御意見頂戴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で総務委員会を閉会いたします。本日はどうもお疲れさまでございました。

午後 2 時32分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 須賀博昭

総務副委員長 土井紫